このため、条例に基づき鳥獣保護管理事業を実施する市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計画の下で、国及び都道府県と連携し、また、関係行政部局間の連携を強化しつつ、鳥獣保護管理事業を実施するものとする。具体的には、委譲された権限を踏まえ、実施計画の作成を含め、個体群管理、生息環境管理並びに被害防除対策に係る総合的な取組及び必要な実施体制の整備に努めるものとする。また、都道府県において特定計画が策定されている鳥獣の捕獲等を実施する場合には、同計画との整合を図り、都道府県との連携を図るものとする。また、捕獲数等の情報について、都道府県に報告する等整理及び公開に努めるものとする。

⑶　事業者、市民、民間団体、専門家等の役割

ア　事業者

鳥獣の保護及び管理を行う事業者については、行政との連携を十分に図り、鳥獣の保護及び管理の効果的な実施のための技術の向上に努めるものとする。特に、鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保を確実に行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上に努めるものとする。

また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮するものとする。

鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努めるものとする。

エコツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護及び管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努めるものとする。

イ　市民、民間団体（ＮＰＯ、ＮＧＯ）、専門家等

市民については、人と鳥獣との適切な関係の構築並びに鳥獣の保護及び管理について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣の管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努めるものとする。

鳥獣の保護及び管理だけでなく自然とのふれあいに関する民間団体については、各団体の専門性等に応じて、保護及び管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発、市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。

専門的な知識及び技術等を有している民間団体においては、必要に応じて、地方公共団体等の要請により鳥獣保護管理事業の適切な実施に協力することが期待される。

専門家及び関係学術団体においては、各主体に対して、鳥獣の保護及び管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。

2　関係主体の連携

⑴　鳥獣保護管理事業計画

鳥獣保護管理事業計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民､民間団体、専門家等の関係主体の役割を明確化した上で、各主体が連携して効果的に行うものとする。

また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため､地方公共団体の鳥獣行政部局を中心に、その他の関係行政部局、市民、民間団体等の関係者間の適切な連携や、保護及び管理すべき地域個体群に関連する国、地方公共団体等間の連携の強化を図るものとする。

⑵　特定計画等

国、都道府県、鳥獣保護管理事業を行う市町村等の行政機関、地域住民等が緊密な連携の強化を図ることにより、広域指針、特定計画及びその実施計画の効果的な実施を図るものとする。

また、鳥獣の保護及び管理に取り組む上で、地域間の格差や連絡調整の不足等により、過剰な捕獲等による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いに伴う個体の拡散による被害の拡大等が生じないように、関係する地方公共団体間で適切な連携を図るものとする。

さらに、特定計画の実施に当たっては、統一的な保護及び管理の考え方の下、隣接都道府県、地元市町村等の関係主体が連携し、効果的な個体群管理等に係る調整、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境の整備、被害防除対策の推進、共通の情報を基に取り組むための広域的なモニタリング手法の統一等を図り、適切な保護及び管理を進めるものとする。

⑶　地域に根ざした取組の充実

鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分であることから、関係主体は、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら市町村等での地域ごとの保護及び管理の目標を具体化・明確化し、特定計画に取り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していくものとする。

また、都道府県及び市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携しつつ、地域振興にも資するよう適切な活用を図るものとする。

第十二　その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

1　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣

都道府県が実施する放鳥効果測定調査及び放鳥効果を高めるための取組について情報を収集・分析し、その結果等を基に各都道府県に対し、放鳥獣事業に係る効果的な取組等を促すように努めるものとする。

2　国の鳥獣捕獲許可の許可基準

全国的、国際的な鳥獣の保護及び管理の見地から、Ⅲ第四の記述内容のうち必要と認められる事項について、その内容に準じて実施するものとする。

3　輸入鳥獣の取扱いの適正化

⑴　特定輸入鳥獣の指定の考え方

法第26条第２項に規定する特定輸入鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第27条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、以下のアからウまでに示す要件をすべて満たす種であって、国内で違法に捕獲された個体が、輸入された個体とすり替えられるおそれが高い種であることとする。ただし、飼養に対する需要が高い等、特別な理由があるものについては、ア及びウの要件に該当することをもって指定することとする。

ア　輸入実績のある鳥獣の種のうち、我が国に生息する鳥獣と同種であること。

イ　過去一定の期間に違法飼養等により押収された実績及び輸入の実績があり、現に多数が飼養されている種であること。

ウ　他の自然環境関連法令（種の保存法、外来生物法）により輸入規制、国内の譲渡し等の規制の対象とされていない種であること。

⑵　特定輸入鳥獣の取扱い

国と都道府県が連携し、標識等の特定輸入鳥獣に係る識別措置を効果的に活用することにより、鳥獣の違法な捕獲や飼養の防止に努めるものとする。

4　愛玩飼養の取扱い

自らの慰楽のために飼養する目的で野生鳥獣を捕獲することについては、密猟を助長するおそれがあることから、原則として許可しないこととする。このため、これまで一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後、廃止を検討する。